

第22期

定時株主総会招集ご通知

株式会社 NexTone

証券コード:7094

開催
日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時30分
(当日受付は午前10時00分より開始いたします)

開催
場所

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビスバルビル「EBiS303」5 F
カンファレンススペースABC

議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後6時まで

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役2名選任の件

第3号議案

退任取締役に対し退職慰労金
贈呈及び役員退職慰労金制度
廃止に伴う打切り支給の件

第4号議案

取締役(社外取締役を除く。)に
対する譲渡制限付株式の割当て
のための報酬決定の件

新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主の皆様
の安全確保のため、極力株主総会当日のご来
場をお控えいただき、書面又はインターネット
による議決権の事前行使をお願い申し上げます。



証券コード7094
2022年6月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
恵比寿プライムスクエアタワー20F
株式会社NexTone
代表取締役CEO 阿南 雅浩

第22期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、**新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、皆様の健康と安全、並びに感染拡大防止を優先していただき、株主総会会場へのご来場をできるだけお控えいただけますようお願い申し上げます。**

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4～5頁の「議決権行使に関するご案内」に従って、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビスバルビル「EBIS303」5 F カンファレンススペースABC |

※感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。
予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役2名選任の件

第3号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. その他

(1) 法令及び定款第15条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nex-tone.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 会社の新株予約権等に関する事項
- ② 会計監査人に関する事項
- ③ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項
- ④ 連結株主資本等変動計算書
- ⑤ 株主資本等変動計算書
- ⑥ 連結計算書類の連結注記表
- ⑦ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

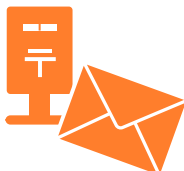
以上

- ◇ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により本総会の運営に変更が生じる可能性がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nex-tone.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

議決権行使に関するご案内



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

2022年6月27日（月曜日）午後**6時****到着分**まで有効



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。（次頁をご参照ください）

2022年6月27日（月曜日）午後**6時****受付分**まで有効

当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会日時

2022年6月28日（火曜日）午前**10時30分**

（当日受付は午前10時00分より開始いたします）



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を取る等により席数を限定いたします。

定員を超過した場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますのであらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合は右のログインID・パスワードを入力する方法をご利用ください。

ご注意事項

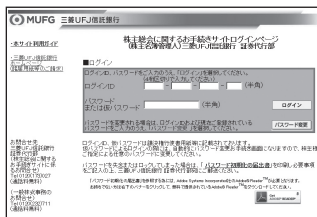
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

ログインID・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>

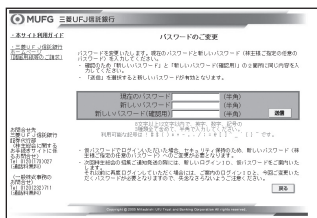


- 2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

- 3 パスワード登録



株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

【ご参考】

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集通知に記載等して通知する方法により、株主の皆様に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では次回（2023年6月）の定時株主総会から電子提供制度が適用されます。

第2号議案 取締役2名選任の件

経営陣の多様化とコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1 新任	わたなべ ふみひろ 渡邊 史弘	—
2 新任	こさか じゅんき 小坂 準記	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>

候補者
番号

1

わた なべ
渡邊

ふみ ひろ
史弘

新任

生年月日

1960年5月14日

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

1984年4月 東邦生命保険相互会社 入社
2000年4月 科研製薬株式会社 入社
2007年4月 同社 経理部長
2013年4月 同社 総務部長
2013年7月 同社 執行役員 総務部長
2016年6月 同社 取締役
2021年6月 同社 取締役 退任

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

科研製薬株式会社において要職を歴任し、管理部門をはじめとする幅広い業務経験と、経営者としての豊富な経験及び高い知見を有しており、これら経験や見識を活かし、当社経営体制の強化や企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

こ さか じゅん き
小坂 準記

新任

社外取締役

独立役員

生年月日

1981年9月30日

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

2007年11月 最高裁判所司法研修所 入所
 2008年12月 東京弁護士会 登録
 2009年1月 TMI 総合法律事務所 勤務
 2012年7月 文化庁長官官房著作権課（著作権調査官）勤務
 2015年1月 TMI 総合法律事務所 復帰
 2016年8月 ミュンヘンのマックス・プランク・イノベーション・コンペティション研究所（客員研究員）
 就任（2018年3月まで）
 2017年10月 ミュンヘンのアーキス法律事務所 勤務
 2018年1月 ミュンヘンのテイラー・ヴェッシング法律事務所 勤務
 2018年2月 マドリードのスペインサッカーリーグ ラリーガ 勤務
 2018年2月 ミュンヘンのブーマー・ブーマー法律事務所 勤務
 2018年3月 パリのアルタナ法律事務所 勤務
 2018年4月 ニューヨークのKodansha USA, Inc. 研修
 2018年7月 TMI 総合法律事務所 復帰
 2020年1月 同事務所 パートナー（現任）

重要な兼職の状況

弁護士
 TMI 総合法律事務所 パートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

TMI 総合法律事務所のパートナー弁護士であり、情報・通信・メディア・IT・エンタテインメント・スポーツ領域や著作権をはじめとする知的財産権に関する国内外での豊富な経験と高度な知識を有していることから、その知見を社外取締役として、当社の経営に関する重要事項の決定及び監督に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、小坂準記氏は社外取締役候補者であります。
3. 小坂準記氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員とする予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。小坂準記氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間に新たに上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、被保険者の全ての保険料は当社が全額負担いたします。なお、次回更新時には同内容の更新を行う予定であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

2021年9月12日に逝去され、同日をもって取締役を退任されました升本喜郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等の決定につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
升本 喜郎	2019年6月 当社 社外取締役 2021年9月 ご逝去

また、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2022年5月30日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役5名及び監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任期間における労に報いるため、株主の皆様のご賛同を得て当社における一定の基準による相当額の範囲内で、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金の打切り支給をいたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一願いたいと存じます。

また、当社所定の基準につきましては、本店に備え置き、株主の皆様の閲覧に供しております。

役員退職慰労金打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

株主総会参考書類

氏 名	略 歴
阿南 雅浩	2015年 3月 株式会社イーライセンス（現:当社） 取締役 2015年10月 同社 代表取締役社長 2016年 2月 当社 代表取締役CEO（現任）
荒川 祐二	2000年12月 株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス 代表取締役 2016年 2月 当社 代表取締役COO（現任）
名越 禎二	2002年 6月 株式会社イーライセンス（現:当社） 取締役 2006年 6月 同社 専務取締役 2007年 6月 同社 取締役副社長 2009年 4月 同社 取締役副社長COO 2012年 4月 同社 取締役 営業統括 2014年 7月 同社 取締役 著作権管理事業部事業統括 2015年10月 同社 常務取締役 2016年 2月 当社 取締役 イーライセンス事業本部長 2017年 4月 当社 取締役 営業本部長 2017年 6月 当社 常務取締役 営業本部長 2020年 6月 当社 専務取締役（現任）
高橋 信彦	2016年 2月 当社 社外取締役（現任）
阿部 優子	2021年 6月 当社 社外取締役（現任）
平林 良夫	2021年 6月 当社 常勤監査役（現任）
小林 伸之	2016年 2月 当社 社外監査役（現任）
大嶋 敏史	2018年 6月 当社 社外監査役（現任）

当社は2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告29頁に記載のとおりであります。本議案はその方針及び当社所定の基準に沿って、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、同方針につきましては、役員報酬制度の見直しに伴い、2022年5月30日開催の当社取締役会において、本株主総会にて第3号議案及び第4号議案をご承認いただくことを条件として改定することを決議しており、その内容は第4号議案下段の【ご参考】に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の当社第18期定時株主総会において、年額200,000千円以内、また、上記の報酬とは別枠で、2019年2月22日開催の当社臨時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプション報酬額として年額100,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60,000千円以内として設定いたしたいと存じます。また、当社の取締役（社外取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数（2022年3月31日時点。以下同様。）に占める割合は0.21%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.07%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、当社は、2021年2月25日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告29頁に記載のとおりであります。役員報酬制度の見直しに伴い、2022年5月30日開催の当社取締役会において本株主総会にて本議案及び第3号議案をご承認いただくことを条件として、当該方針を改定することを決議しており、その内容は下記【ご参考】に記載のとおりであります。また、当該方針の改定にあたっては、当社取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外役員とする報酬委員会における審議を経たうえで決定しており、本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該改定後の方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議がなされる日の直近6ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の日次終値の平均値（終値のない日を除き、1円未満の端数は切り上げる。）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（2022年5月30日改定後の内容）

第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合における当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は以下のとおりです。

1. 基本方針

取締役の報酬は、以下の役員報酬ポリシーに基づき、透明性と公平性を備えた報酬体系とすることを基本方針とする。

<役員報酬ポリシー>

- ・ 上場企業の役員に期待される職責に見合うものとする。
- ・ 社内外に対する説明責任を果たせる報酬内容とする。
- ・ 全社一丸となって中長期的な業績向上にコミットさせる。
- ・ 社内外からの優秀な人材の確保・登用ができる、魅力的なものとする。

常勤取締役の報酬は「固定報酬」、「短期インセンティブ」、「中長期インセンティブ」で構成し、独立した立場から監督機能を担う社外取締役の報酬はその職務に鑑み「固定報酬」のみとする。

また、その具体的な報酬等の額は、株主総会にて決議された金額の範囲内で、取締役会の諮問を受けた報酬委員会が審議し、当該答申を踏まえ取締役会において決定する。

なお、監査役については、独立性の観点から「固定報酬」のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の「固定報酬」とし、職位を基礎として業績や他社水準を考慮しながら当社を取り巻く経営環境など経済情勢の変化により加算または減算を行い、報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

株主総会参考書類

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の業績連動報酬等は、「短期インセンティブ」としての現金賞与及び「中長期インセンティブ」としての非金銭報酬を常勤取締役に支給することとする。

現金賞与については、経営陣として最終利益責任を負う指標として「当期純利益」を採用し、「当期純利益」の一定率（5%）を賞与原資とし、常勤取締役で利益配分することとし、毎年一定の時期に支給する。

各人の賞与の具体的配分金額は、常勤取締役各自の固定報酬に連動したポイントを付与し、常勤取締役全員のポイント総数における個人ポイントを基に配分することとし、報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

また、非金銭報酬等は、中長期の業績連動として株式報酬とする。具体的には、譲渡制限付株式報酬を付与することとし、会社の成長に向けた中長期的な取り組みを中期業績計画の計画値との増減を基に常勤取締役の株式報酬として反映することとし、毎年一定の時期に割り当て、退任時に譲渡制限を解除する。計画値としては、本業の儲けを表す「営業利益額」と、事業実態を表す「取扱高」を採用する。

各人の株式報酬額は、固定報酬の月額に職位に応じた職位係数を乗じて算出する職位別の基準額に、中期業績計画における「営業利益額」と「取扱高」の計画達成度を基にポイントを算出し決定した係数を乗じた額とし、報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

4. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、「固定報酬」は一定とし、「短期インセンティブ」や「中長期インセンティブ」に上下幅を設け業績に連動させることで、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となるように報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

「固定報酬」（基本報酬）、「短期インセンティブ」（賞与）、「中長期インセンティブ」（株式報酬）の個人別支給額については、取締役会で定める役員報酬規程に基づき、取締役会の諮問を受けた報酬委員会にて審議のうえ、当該答申を踏まえ取締役会にて決定する。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループが事業を展開する音楽関連市場は、一般社団法人日本レコード協会の調べによりますと、音楽ソフト（音楽ビデオ含む）の生産金額は前年同期比100%（2021年1月～12月）、有料音楽配信売上金額は前年同期比114%（2021年1月～12月）となりました。定額制音楽配信サービスや動画配信サービス等のストリーミング配信市場の拡大傾向が継続しつつ、CD/映像ソフトのリリース状況は回復傾向にあるものの新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）拡大前に比べて引き続き低調であることや、ライブ・コンサートの自粛・延期・規模縮小等、前年度同様に感染症による影響を強く受けた1年となりました。

このような情勢において、当社グループは、「権利者に選ばれ、利用者から支持される著作権管理事業者となる。」という経営理念の下、営業活動の強化による新規取引先の獲得、既存取引先における取引範囲拡大による取引金額の増加、著作権等管理事業のDX化推進による徴収・分配精度の向上や権利者・利用者に対するサービス向上、Withコロナにおける新たなサービスの開発提供等に取り組んでまいりました。

また、2021年4月より当社管理作品の海外地域における著作権使用料の徴収を開始した他、2022年4月より演奏権管理への一部参入を果たしました。

引き続き当社が展開する「著作権等管理事業（著作権管理業務及びデジタルコンテンツディストリビューション業務）」、「キャスティング事業」の各部門間での情報共有・営業連携を加速させ、管理楽曲・取扱原盤の利用を促進する等、当社取引先に最適なソリューションを提供し続けることにより、持続的な成長を目指してまいりました。

以上の結果、売上高7,489,236千円（前年同期比122.3%）、営業利益708,552千円（前年同期比131.3%）、経常利益713,403千円（前年同期比132.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益482,550千円（前年同期比128.0%）となりました。

セグメント別の実績は以下のとおりであります。

① 著作権等管理事業

著作権管理業務におきましては、録音権徴収額は感染症の拡大等を背景にCD/映像ソフトの新譜リリース鈍化や録音物利用の減少等の影響を受けた他、前期に大型タイトルの取扱いがあったことによる反動減がみられ、前年同期比75%となりました。一方、インタラクティブ配信徴収額はサブスクリプション型配信サービス市場の拡大や動画投稿サービスにおける作品特定精度の向上等が寄与し前年同期比124%、放送・有線放送徴収額は管理楽曲数増加や当社管理楽曲の利用割合の向上等により前年同期比153%の増収となりました。以上の結果、著作権徴収額全体で前年同期比111%と過去最高徴収額を記録いたしました。

	2022年3月期
管理作品数 (曲)	281,114
期中新規作品数 (曲)	61,245

また、他管理事業者からの過去作品6,078作品（うち、新規移管による純増1,235作品、委託範囲拡大4,843作品）の移管を実施いたしました。これらの作品は、2022年4月より新たに当社で管理する、又は、管理範囲を拡大するものであり、2023年3月期業績のプラス要因となることを見込まれます。

デジタルコンテンツディストリビューション業務におきましては、ストリーミング市場伸長を背景に、取扱原盤の増加に加え、音楽・動画配信サービス事業者との連携強化、様々なプロモーション施策の実施、動画投稿サービスにおける収益化業務の促進、海外での売上増加等が奏功し、前年同期比129%と大幅増収となりました。

	2022年3月期
取扱原盤数 (原盤)	900,051
期中新規原盤数 (原盤)	121,370

以上の結果、売上高は6,882,203千円（前年同期比127.9%）、セグメント利益は1,257,874千円（前年同期比120.7%）となりました。

② キャスティング事業

感染対策を徹底したうえでのライブビューイング、ライブ配信コーディネートの取扱ジャンル拡大や新規機会創出、楽曲ブックイング等のコンテンツ利用促進コーディネート、イベント共催の取組等、Withコロナにおけるサービス提供を促進いたしました。が、感染症拡大防止のため、イベント・ライブ・コンサート等の開催が延期・中止となった他、映画館の利用制限等により、当事業で取扱いを予定していたライブビューイング案件も実施の見送りや規模縮小を余儀なくされました。

以上の結果、売上高は528,204千円（前年同期比80.7%）、セグメント利益は41,446千円（前年同期比73.3%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、総額で257,336千円であり、その主なものは、著作権等管理事業で使用するシステム開発に伴う費用であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期	第20期	第21期	第22期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	3,239,801	4,345,481	6,122,925	7,489,236
経常利益 (千円)	186,254	295,228	540,013	713,403
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	129,593	191,488	376,979	482,550
1株当たり当期純利益 (円)	47.93	23.56	40.71	50.04
総資産 (千円)	3,135,846	4,246,891	5,592,819	6,549,537
純資産 (千円)	1,343,632	2,120,821	2,577,541	2,919,982

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき計算しております。
2. 当社は2020年1月15日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は2021年2月1日付で1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

① 著作権管理業務における業務効率化とサービス向上への取り組み

順調に推移している作品数に対応するべく、引き続き業務効率化の向上を目指し、作業プロセスの見直し及びシステム開発を継続いたします。またAI・RPA等の技術の導入により業務の自動化を推進し、これまで研究・開発を進めてきたシステムの実用化を進めています。

また、新たに参入した演奏権（第1区分及び第5区分）の管理においては、各利用者団体と連携し、安定した事業スキームを構築し、より精度の高い使用料徴収を実現してまいります。

② ソリューション型営業による取引拡大

サブスクリプション型音楽配信サービス（※）や動画配信サービスの拡大、ライブ配信サービスの台頭等、音楽を取り巻く環境は大きく変貌しており、権利者ニーズにもより一層の細分化・多様化の傾向が見受けられます。

このような環境の中で、著作権管理業務においては、権利者の意向を反映した柔軟な管理を取り入れながら、時代の変化、権利者ニーズの変化に迅速に対応できる業務運営を行っております。また、デジタルコンテンツディストリビューション業務・キャストینگ事業においてコンテンツの利用促進を推進し、さらには、音楽出版業務・システム開発業務において、音楽出版社の計算業務代行や印税計算システムの開発運用を行い、音楽出版社の実務面に至るまで幅広いサポート体制を構築しております。

当社が展開する各種の業務・事業をより発展させ、複合的な提案を実施することによって、権利者の潜在的なニーズを掘り起こし、作品・コンテンツの獲得に注力してまいります。また、作品、コンテンツの利用促進を図りながら、権利者へのマーケティングデータの提供や新規事業の開発にも引き続き注力し、当社サービスの付加価値向上に努めてまいります。

(※)サブスクリプション型音楽配信サービス…毎月一定額の利用料を音楽配信サービスの運営会社に支払い、インターネット上のサーバーに登録されている楽曲を無制限に聴くことができるサービス。定額制音楽配信サービスともよばれる。

③ 演奏権（第6区分 社交場・カラオケ演奏等）管理への進出

当社設立以来の重要課題である演奏権管理において、2022年4月1日より、カラオケ演奏等及び社交場における演奏等を除く利用区分（主としてコンサート、映画上映等）に参入いたしました。残る第6区分につきましても、引き続き権利者・利用者団体らのご理解ご協力を得ながら可及的速やかに参入し、著作権エージェントとしてフルラインサービス体制を目指してまいります。

④ NexToneグループの各種業務及びサービスを支えるシステム整備

ビジネス・プロセスのシステム化による「安定的な業務品質の担保」を重要課題としつつ、様々なデータ活用による業務効率化やコスト低減、さらには営業施策としてのシステム活用等、多方面にわたりシステム観点からのアプローチも継続してまいります。

また、各種の利用実績確認など、これまで以上に巨大なシステムデータの解析・処理が必要となる業務領域については、一部業務利用を開始しているAI等を活用した品質向上施策のさらなる精度向上と他業務への展開を図り、次代に合わせた事業展開を推進してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、内部管理体制の強化を経営上の重要課題の一つとして認識しており、グループ各社との連携のもと、内部統制機能の一層の充実とガバナンス体制の確立に努め、リスク管理の徹底を図ることで、株主の皆様をはじめ各ステークホルダーの皆様との良好な信頼関係を保ちながら、社会的責任を果たしてまいります。

【ご参考】著作権管理区分

現在、当社は下図の（6）以外の区分における管理を行っております。

(1) 演奏権等	(2) 録音権等	(3) 出版権等	(4) 貸与権
(5) 上映・BGM等	CDの複製等	歌詞集の印刷 楽譜の印刷 等	CDのレンタル
(6) 社交場・カラオケ演奏等	(7) 映画への録音		
	(8) ビデオグラム等への録音		
	(9) ゲームへの録音		
	(10) 広告目的で行う複製 テレビラジオCMへの複製 インターネットCMへの複製 広告印刷物への歌詞の複製 等		
(11) 放送・有線放送	テレビラジオでの放送 等		
(12) インタラクティブ配信	スマートフォン・パソコンへの配信 等		
(13) 業務用通信カラオケ	カラオケ施設での歌唱のための複製、公衆送信 等		

(5) 主要な事業内容

事業区分	主な事業内容
著作権等管理事業	作曲家/作曲家や音楽出版社等の著作権者から管理委託を受け、音楽著作物の利用許諾、使用料徴収、及び著作権者への使用料分配を行います。また、音楽著作権管理業務を中心としながら、デジタルコンテンツディストリビューション業務なども展開し、各権利者を幅広くサポートしております。
キャスティング事業	利用者・権利者の様々なニーズに対応し権利処理を含めたトータルサポートを行います。音楽ライブ・イベント企画立案や協賛営業、楽曲・映像作品を活用した利用促進コーディネート、イベント各種へのアーティストブッキング、ライブビューイングや映画作品の配給・宣伝、家庭向けライブ配信コーディネートなどを行っております。
その他	著作権・原盤権等の権利処理システムの開発・提供、コンテンツ配信関連のシステム開発・提供及び各種社内システムの開発・運用などを行っております。

(6) 主要な事業所**① 当社**

本社	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 20F
----	-------------------------------------

② 子会社

株式会社エムシージェイピー	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 20F
株式会社NexToneシステムズ	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 20F

(7) 従業員の状況**企業集団の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減
92名	12名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（契約社員を含む）であります。
 2. 子会社の従業員は全て当社からの出向者で構成されているため、企業集団の状況と当社の状況における従業員数は一致しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	出資比率	主な事業内容
株式会社エムシージェイピー	100.0%	音楽出版事業
株式会社NexToneシステムズ	100.0%	著作権・原盤管理システムの開発・提供、 システムの構築・運用・管理事業 など

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,766,200株
- (3) 株主数 3,184名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	960,800株	9.94%
株式会社アミューズ	720,000株	7.45%
株式会社フェイス	720,000株	7.45%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	606,500株	6.27%
山口 貴弘	457,203株	4.73%
株式会社 J R Cホールディングス	418,300株	4.33%
株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント	396,000株	4.10%
エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社	371,200株	3.84%
株式会社創通	354,000株	3.66%
野村信託銀行株式会社（投信口）	300,100株	3.10%

（注）持株比率は、自己株式（100,030株）を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	阿南雅浩	コンプライアンス担当 報酬委員会委員
代表取締役COO	荒川祐二	株式会社NexToneシステムズ 取締役
専務取締役	名越禎二	コンプライアンス委員会委員長 株式会社エムシージェイピー 代表取締役
取締役(社外)	高橋信彦	株式会社ロードアンドスカイ 代表取締役 株式会社ロードアンドスカイ・オーガニゼーション 代表取締役 株式会社ジェマティカ・レコース 代表取締役 株式会社JRCホールディングス 代表取締役
取締役(社外)	升本喜郎	コンプライアンス委員会委員 報酬委員会委員長 弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー
取締役(社外)	阿部優子	報酬委員会委員長
常勤監査役	平林良夫	コンプライアンス委員会副委員長 株式会社エムシージェイピー 監査役 株式会社NexToneシステムズ 監査役
監査役(社外)	小林伸之	コンプライアンス委員会委員 エイベックス株式会社 取締役 監査等委員
監査役(社外)	大嶋敏史	報酬委員会委員 公認会計士 株式会社アミューズ 執行役員

- (注) 1. 取締役高橋信彦氏、升本喜郎氏及び阿部優子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林伸之氏及び大嶋敏史氏は、社外監査役であります。
3. 取締役阿部優子氏及び監査役大嶋敏史氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
4. 監査役平林良夫氏は、当社の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大嶋敏史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2021年6月23日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、監査役佐藤俊樹氏は辞任により退任いたしました。
7. 2021年6月23日開催の第21期定時株主総会において、阿部優子氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

8. 2021年6月23日開催の第21期定時株主総会において、平林良夫氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
9. 株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であった社外取締役升本喜郎氏は、2021年9月12日に逝去され、同日をもって退任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況は退任時のものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。当社と各社外取締役及び各社外監査役は、上記責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の役員（取締役、監査役、執行役員、退任役員）と重要な使用人及び社外派遣役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、次回更新時には同内容の更新を行う予定であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、客観的な視点から議論を重ねたうえで、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。その概要については、常勤取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、賞与及び退職慰労引当金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及び退職慰労金を支払うこととしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会にて年額200,000千円以内と決議されており、決議当時の対象取締役は6名であります。

また、上記の報酬とは別枠で、2019年2月22日開催の臨時株主総会において、業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプション報酬額として年額100,000千円以内と決議されており、決議当時の対象取締役は4名であります。

監査役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会にて年額40,000千円以内と決議されており、決議当時の対象監査役は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の基本報酬と賞与の個人別支給額については、取締役全員で決定した支給総額の範囲内で取締役会の委任を受けた常勤取締役3名（代表取締役CEO・コンプライアンス担当・報酬委員会委員 阿南雅浩、代表取締役COO 荒川祐二、専務取締役・コンプライアンス委員会委員長 名越禎二）の合議により決定し、常勤取締役当人の配分額はその余の2名の合議により決定することとしております。

常勤取締役3名に委任をした理由は、当該3名が当社を取り巻く環境や経営状況等を熟知し、各取締役の担当領域や職責の評価を相互に行うことが適当であると判断したためであります。なお、当該権限が適切に行使されるよう、取締役会で定める役員報酬規程に則った決定がなされていることを常勤取締役3名が相互に確認・監督しあうことで客観性、公平性を担保する等の措置を講じております。

退職慰労金の個人別の金額については、株主総会による退職慰労金贈呈議案の可決を条件として、取締役会で定める役員報酬規程に基づき、取締役会決議により定めることとしております。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	135,382 (11,784)	135,382 (11,784)	— (—)	— (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19,210 (7,397)	19,210 (7,397)	—	—	4 (2)

- (注) 1. 上記基本報酬には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含めて記載しております。
2. 取締役（社外取締役を除く。）の上記基本報酬には、当該事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を含めて記載しております。
3. 期末現在の人員数は取締役5名、監査役3名であります。上記の支給人員との相違は、2021年6月23日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名及び2021年9月12日に逝去により退任した社外取締役1名を含んでいるためであります。
4. 上記のほか、当事業年度において受けた取締役及び監査役の報酬等の額として、2021年6月23日開催の第21期定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した常勤監査役1名に対して役員退職慰労金1,312千円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額は含まれておりません。
5. 当事業年度において支給した取締役（社外取締役を除く。）3名の役員賞与に、前事業年度に係る事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員賞与引当金繰入額との差額100千円が発生しておりますが、上表には含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①社外取締役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
高橋 信彦	株式会社ロードアンドスカイ 代表取締役 株式会社ロードアンドスカイ・オーガニゼーション 代表取締役 株式会社ジェマティカ・レコーズ 代表取締役 株式会社JRCホールディングス 代表取締役	株式会社JRCホールディングスは当社株式を4.33%保有する株主であります。その他の兼職先である株式会社ロードアンドスカイ及び株式会社ジェマティカ・レコーズは当社の取引先であり、株式会社ロードアンドスカイ・オーガニゼーションは当社と特別な関係はありません。
升本 喜郎	弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー	特別な関係はありません。
阿部 優子	—	—

②社外監査役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
小林 伸之	エイベックス株式会社 取締役 監査等委員	エイベックス株式会社はエイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社の100%親会社であり、エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社は当社株式を3.84%保有する株主であり、当社の主要な取引先であります。
大嶋 敏史	株式会社アミューズ 執行役員	株式会社アミューズは当社株式を7.45%保有する株主であり、当社の取引先であります。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	高橋信彦	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、課題やリスクを把握したうえでの助言・提言等、議案・審議等につき意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。長年の音楽業界における豊富な経験及び知見を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めております。
社外取締役	升本喜郎	当事業年度において、2021年9月12日に取締役を退任するまでに開催された取締役会5回全てに出席し、独立した立場で議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。弁護士として著作権法等に関する豊富な経験及び知見を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めておりました。また、報酬委員会の委員長及びコンプライアンス委員会の委員を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の内部管理体制の強化及び監督に努めておりました。
社外取締役	阿部優子	2021年6月23日の取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、独立した立場で議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。行政機関における幅広い経験及び知見を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めております。また、報酬委員会の委員長を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。
社外監査役	小林伸之	当事業年度に開催された取締役会12回全て及び監査役会13回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。他社における監査役としての豊富な経験と知見を活かし、取締役の職務執行を監視・監査しております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の内部管理体制の強化及び監督に努めております。
社外監査役	大嶋敏史	当事業年度に開催された取締役会12回全て及び監査役会13回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。公認会計士であり、他社における執行役員としての財務・会計をはじめとする豊富な経験と知見を活かし、取締役の職務執行を監視・監査しております。また、報酬委員会の委員を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,681,758
現金及び預金	5,192,542
受取手形及び売掛金	210,568
その他	278,647
固定資産	867,779
有形固定資産	17,894
建物及び構築物	1,552
工具、器具及び備品	16,341
無形固定資産	684,164
のれん	61,766
ソフトウェア	621,952
その他	445
投資その他の資産	165,720
繰延税金資産	91,248
その他	74,471
資産合計	6,549,537

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,369,744
支払手形及び買掛金	701,245
未払金	2,352,226
未払法人税等	153,056
賞与引当金	86,686
役員賞与引当金	25,663
その他	50,865
固定負債	259,810
役員退職慰労引当金	165,097
退職給付に係る負債	94,713
負債合計	3,629,555
純資産の部	
株主資本	2,919,982
資本金	1,192,392
資本剰余金	728,931
利益剰余金	1,217,787
自己株式	△219,129
純資産合計	2,919,982
負債・純資産合計	6,549,537

連結計算書類

連結損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,489,236
売上原価		5,444,740
売上総利益		2,044,496
販売費及び一般管理費		1,335,943
営業利益		708,552
営業外収益		
受取利息	68	
受取配当金	325	
為替差益	522	
助成金収入	3,000	
その他	943	4,861
営業外費用		
その他	10	10
経常利益		713,403
税金等調整前当期純利益		713,403
法人税、住民税及び事業税	239,404	
法人税等調整額	△8,551	230,853
当期純利益		482,550
親会社株主に帰属する当期純利益		482,550

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,409,143
現金及び預金	4,736,233
売掛金	210,982
前渡金	158,453
その他	303,474
固定資産	829,528
有形固定資産	17,894
建物	1,552
工具、器具及び備品	16,341
無形固定資産	644,456
のれん	61,766
ソフトウェア	582,605
その他	84
投資その他の資産	167,177
関係会社株式	30,000
繰延税金資産	62,706
差入保証金	74,470
その他	1
資産合計	6,238,672

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,166,120
買掛金	700,326
未払金	2,190,906
未払法人税等	135,819
賞与引当金	65,547
役員賞与引当金	25,663
その他	47,857
固定負債	249,067
役員退職慰労引当金	165,097
退職給付引当金	83,969
負債合計	3,415,188
純資産の部	
株主資本	2,823,484
資本金	1,192,392
資本剰余金	728,931
資本準備金	728,931
利益剰余金	1,121,289
その他利益剰余金	1,121,289
繰越利益剰余金	1,121,289
自己株式	△219,129
純資産合計	2,823,484
負債・純資産合計	6,238,672

計算書類

損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,364,278
売上原価		5,390,748
売上総利益		1,973,530
販売費及び一般管理費		1,304,500
営業利益		669,030
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	325	
為替差益	522	
助成金収入	3,000	
その他	815	4,729
営業外費用		
その他	10	10
経常利益		673,749
税引前当期純利益		673,749
法人税、住民税及び事業税	216,854	
法人税等調整額	308	217,162
当期純利益		456,587

会計監査人の監査報告書 謄本（連結）

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 NexTone
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 康二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NexToneの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NexTone及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 NexTone
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英俊
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 原 康二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NexToneの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

監査報告書

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社 NexTone 監査役会

常勤監査役 平 林 良 夫 ㊞

社外監査役 小 林 伸 之 ㊞

社外監査役 大 嶋 敏 史 ㊞

以 上

〈× 毛 欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル「EBIS303」5F カンファレンススペースABC



会場への交通機関

- JR恵比寿駅東口から徒歩約3分。
- 地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から徒歩約4分。
 1. JR恵比寿駅東口の改札を出て直進し、左手の階段・エスカレーターを降ります。
 2. スターバックスを左手に見て、右後ろ方向にあるタクシー乗り場手前のアーチ型屋根の階段を降ります。
 3. 道路の右側を直進します。
 4. びっくり寿司のある交差点をそのまま直進方向に渡り、進みます。
 5. 100mほど進むと右側のビルのガラス面に大きくEBIS303のロゴが見えてきます。
 6. 1階にSUBARUショールームがあるビルがエビススバルビル「EBIS303」です。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

UD
FONT